

「笑顔あふれるにぎわいとやすらぎのあるまち」の実現に向けて

令和5年度  
当初予算総額

# 490億761万円を可決

## 前年度比26億8,014万9千円の増

### PICK UP

### 今議会注目の主な事業 (予算常任委員会の質疑から)

#### おくの義務教育学校 一体型校舎建設

(12億2,080万9千円)

総事業費 約38億7,000万円  
校舎増築・長寿命化改修工事費 約21億8,800万円

現在の北校舎(旧奥野小学校)と南校舎(旧牛久第二中学校)の建物等を一体型施設として整備。令和3~4年度にかけて基本実施設計を行っており、令和5~6年度にかけて整備工事を実施する。

**問** 総事業費と工事費の差額は何か。

**答** 給食室の増築及び体育館武道場の改修、児童クラブや自転車置き場、屋根付き歩廊の工事、外構及びグラウンド補修、解体工事等である。

**問** 進捗状況、着工時期は。

**答** 経費削減ができるよう実施計画の最終的な積算を行っている段階である。新年度は解体工事を開始し、大きな音が出る工事は夏休みに行く。



完成イメージ図(最新版)

#### 牛久駅周辺整備

#### 牛久駅西口公衆トイレ整備事業

(9,086万円)

**問** 多額の予算計上となった理由は。

**答** トイレ本体で約5,000万円、埋設物対処の付帯工事が約1,500万円、人件費等の値上がりも見込んだ事業費を予定している。多額となった要因は、物価高騰等の影響もあるが、発注段階で精査していきたい。

#### 牛久駅東歩道橋工事 他橋梁維持管理

(1億5,250万円)

市内橋梁42橋の点検と牛久駅東歩道橋の修繕工事を行う。

**問** 工事の内容は。

**答** 鉄部の塗装、橋梁中央部にある広場を含めた舗装面の補修及び改修、照明灯の改修、橋梁表面の防水、躯体のジョイント部の交換などである。

#### 牛久運動公園体育館の屋根を改修する

(7,672万5千円)

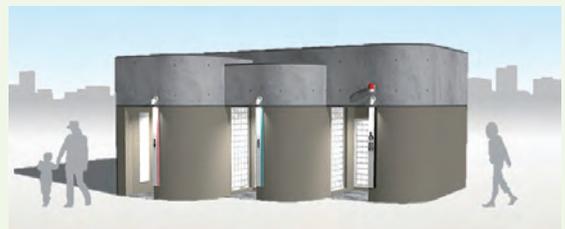
平成5年度に整備した牛久運動公園の体育館の老朽化対策として屋根改修工事を実施。



体育館メインアリーナを視察



牛久駅東歩道橋視察



完成イメージ図(外観のデザインは変更になる場合があります。)

# 特集

# 令和5年度当初予算審査

合計 490億761万円

一般会計  
300億  
487万3千円

特別会計  
163億  
4,030万円

一般会計とは、住民税などの税収や市債発行収入などを財源とする、市の一般的な行政サービスを行う会計のことです。

知っておきたい数字①

市税 ※1  
121億6,900万円

知っておきたい数字②

市債残高 ※2  
311億4,400万円

知っておきたい数字③

一般財源基金残高 ※3  
42億8,100万円  
(令和5年度末)

特別会計とは、特定の目的のための会計で、国民健康保険税など特定の収入があります。

国民健康保険事業：77億2,164万8千円 青果市場事業：1,727万4千円  
介護保険事業：61億1,293万円 後期高齢医療事業：24億8,844万8千円

企業会計 26億6,243万7千円 牛久市には下水道事業会計があります。

- ※1 市民税や固定資産税、軽自動車税など。家計に例えると収入
- ※2 市債とは、市が一度に多額の出費を必要とする場合に認められる長期の借入金のこと。家計に例えると借金
- ※3 一般財源基金(財政調整基金・減債基金)とは、財政調整基金や地方債の償還財源に充てるための積立のこと。家計で例えると預金(目的なく使えるものと使い道の決まっているものがあります。)

## 予算編成方針

事業に対する財源のあり方と方針を職員に理解させる具体的な取り組み

- ・ 予算要求するにあたり、一般財源による事業か、国・県の補助金や市債などの充当による事業かなど、事業がどのような財源で成り立っているかを考えることで、補助金等の新たな財源の確保や事業の精査・見直しにもつながる。
- ・ 方針については、各課長から課員に周知を行い、予算編成過程で各部に対して行われる市長、副市長によるヒアリングの中でも方針が徹底される。

## エスカード牛久ビル

牛久都市開発株式会社への貸付金の返済状況と今後の返済計画

- ・ 返済の遅延はなく、繰り上げ返済があった分、返済は進んでいる。
- ・ 当初の計画では令和5年度の返済額が4年度の2倍となるが、これは当初の貸付時点で見込んだ会社の収支に基づく計画で、テナント誘致の進んでいない現状では、当初の計画と異なっているが、会社からの申し入れ等がないため、現時点では市として検討していないが、申し入れ等がされた場合は、検討していく。

## 牛久シャトー株式会社

経営安定化の補助金支出の考え方

- ・ 補助金を出さないということは、会社を残さないということであり、牛久シャトーがどうなるかはわからないという状況を作ることにつながる。新年度予算では現状を注視していくこととしたが、牛久シャトーの事業から撤退するのであれば、補助金支出は行わない。牛久シャトーを残していくという考えなら、補助金を出さざるを得ないと考える。

経営健全化に向けた取り組み

- ・ 経営健全化に向け、園内ガイドをつけた観光プランの実施やゲーム事業者とコラボレーションしたイベント、またシャトーの厳かなイメージに合致するような「シャトーで休日を」という市民参加型のイベントを開催している。

# 市民目線で審査!

より

委員長 須藤 京子 副委員長 鈴木 勝利

委員 遠藤 憲子 市川 圭一 藤田 尚美 山本 伸子 池辺 己実夫 伊藤 裕一 北島 登

## ふるさと寄附

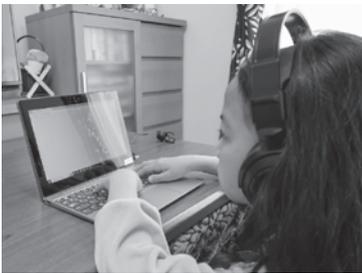
**問** 返礼品の状況は。

**答** ワインは茨城県の共通返礼品としていないが、短期間で製造できるビールは多くの数量を確保することが可能であり、牛久シャトーの販路拡大と認知度向上を目的として共通返礼品に推薦し、認められている。

## 小中学校のICT環境

**問** 学習用タブレットのソフト、活用頻度は。

**答** ソフトは授業支援、フィルタリング、ドリルである。活用状況はパワーポイントでのスライド作成や作文など授業での活用、内容によっては自宅への持ち帰りも行っている。



## PICK UP

### 部活動の地域移行

**問** 具体的な内容と課題は。

**答** 休日の部活動を地域のスポーツ活動に移行することであり、現行の種類すべてを移行する予定である。移行先は市内各スポーツ協会の加盟団体や少年団などの民間スポーツ団体、また近隣の大学へ指導者の派遣依頼を行っていく。移行時期は令和7年度まで移行できる種目は移行していく。指導者については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者などの有資格者のほか、県の指導者講習会の受講者が指導にあたることが可能である。課題としては、指導者が少ないこと、人材確保が困難なことがある。

### 長寿をたたえる事業

**問** 敬老事業のこれまでとの違いは。

**答** 現状は行政区が敬老行事を行

### 子ども家庭総合支援拠点

**問** 家庭児童相談の状況は。

**答** 電話や市に来庁して、保護者や近所からの相談、学校から気になる子どもがいるとの相談がある。また、市からのアプローチとして、赤ちゃん訪問する際に心配な家庭の場合は相談員と一緒に訪問している。

### ハートフルクーポン券

**問** 発行方法見直しの検討状況は。

**答** 市と商工会で情報交換や情報共有を行っている。キャッシュレス化

い、市は交付金を支払っている。課題として、個人情報保護の観点から本人の了解もなくという考えや、行政区役員の負担等がある。そこで、来年度以降は、市が主体となって対象者へ市長メッセージとお祝い品を贈呈することに變更し、行政区への交付金も取りやめることとする。

# 令和5年度 予算審査

# 戻りつつある日常 予算常任委員会の質疑

## いばらき自慢

の方向へ向かっていることを確認しており、今後キャッシュレス化への移行費用やランニングコスト等について検討を重ねていきたい。

### 問 運営補助金の効果の検証は。

いばらき自慢には「地域の物産館」と「観光案内所」という二つの側面があり、「地域の物産館」としては、売上額、取り扱い店舗数、品目数いずれも3年間で伸びている。

「観光案内所」としては、1カ月当たり600〜700人の来店者があるが、観光ポイントや公共交通機関の案内業務は10数件程度である。昨年度は、鉄道事業者が企画した「駅からハイキング」というイベントが実施され、半月程度で400人以上の参加があった。今後は駅前という好立地を生かした観光イベントなど、いばらき自慢が起点となるような活用をしていきたい。

## 太陽光発電設備の設置に関する条例制定

### 問 課題と制定への見通しは。

事業終了後の太陽光発電設備の廃棄についての担保が課題である。国の買い取り制度を使って事業を実施している全体の約7割は、法律改正で廃棄費用を電力の買い取り価格から天引きすることで担保されているが、残りの3割をどう担保していくかを検討している。



## 特定健康診査受診率 向上対策

### 問 受診率向上のための対策は。

令和3年度29.2%であったが、令和4年度は36%の見込みとなっている。受診率向上対策委員会は、牛久市、予防医療や専門知識をもつ事業者、国民健康保険団体連合会との三者契約により令和4年度から行っている事業で、今年度は、Aーが選んだ対象者に検診の受診勧奨通知を送るといったものである。

また、制定には、条例案を作成後、例規審査に1〜2カ月、パブリックコメントに2カ月を要すると想定している。パブリックコメントの結果によっては、大きな見直しも考えられる。

## PICK UP